

仕 様 書

件名 阿木川ダム防災資料館機械警備業務

第1条 適 用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構木曽川上流ダム総合管理所(以下「機構」という。)が施行する「阿木川ダム防災資料館機械警備業務(以下「本業務」という。)」に適用する。

第2条 概 要

本業務は、阿木川ダム防災資料館の機械警備を行うものである。

第3条 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

第4条 履行場所

岐阜県恵那市東野字花無山2201-57 阿木川ダム防災資料館

なお、警備の対象となる箇所は別添図に示すとおりとする。

第5条 業務内容

業務内容は以下のとおりとする。なお、必要な機器等は受注者負担で設置するものとする。

一 防犯サービス

- ・警報機器によって感知される侵入異常の監視及び侵入異常を受信した際における緊急対処、警察機関への通報
- ・異常受信時における緊急要員の急行及び異常の内容の確認ならびに事態の拡大防止のための処置

二 火災監視サービス

- ・警報機器によって感知される火災異常の監視及び火災異常を受信した際における緊急対処、消防機関への通報
- ・異常受信時における緊急要員の急行及び異常の内容の確認ならびに事態の拡大防止のための処置

第6条 業務の履行時間

履行期間における終日とする。

ただし、第5条第一項の業務の履行時間については次のとおりとする。

毎日 17:00から翌8:30 (対象施設の休館日(12月29日～1月3日まで

の期間)は終日とする。)

また、業務の履行にあたり警報機器等の設置が生じる場合、当該機器の設置作業期間は除くものとする。

第7条 鍵の貸与

受注者は業務の履行に必要となる鍵がある場合は機構に貸与を申し出ることとする。鍵の貸与に際して、受注者は預り証を発行するものとする。

第8条 操作キーの貸与

受注者は警報機器等の操作に係る操作キーを機構へ貸与するものとする。

第9条 通信回線に係る費用

業務の履行に必要となる通信料金及び電気料金は機構が負担するものとする。

第10条 機器の撤去等

業務の履行のため設置した警報機器等について、撤去等の必要が生じた場合、それに係る費用は設計変更の対象とする。

第11条 契約内容の変更等

業務期間中に契約内容の変更等が生じた場合は、担当職員と協議の上、決定するものとする。

第12条 疑義に対する協議

この仕様書に定めのない事項又は、疑義が生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

第13条 暴力団関係業者の排除に関する協力

受注者は、業務の施行に際して、暴力団等からのあらゆる不当介入(不当要求または工事妨害)に対し断固としてこれを拒否し、また、不当介入を受けた場合は、速やかに発注者に報告すると共に警察に通報し、捜査上必要な協力を行わなければならない。また、担当職員等とも連絡を密にとり、工程等被害が生じた場合は、協議するものとする。

以 上